



上利賀休猟区	同上	同上
山崎休猟区	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

## 富山県告示第421号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和3年11月1日から施行する。

令和3年10月20日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	区域	存続期間	第二種特定鳥獣の種類
利田休猟区	別紙図面に表示する区域	令和3年11月1日から 令和6年10月31日まで	イノシシ ニホンジカ
上野方休猟区	同上	同上	同上
南加積休猟区	同上	同上	同上
上利賀休猟区	同上	同上	同上
山崎休猟区	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

## 富山県告示第422号

## 特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和3年11月1日から施行する。

令和3年10月20日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定 猟具の種類
神通川左岸特定猟具 使用禁止区域	別紙図面に表示す る区域	令和3年11月1日から 令和13年10月31日まで	銃器
福沢特定猟具使用禁 止区域	同上	同上	同上
高塚特定猟具使用禁 止区域	同上	同上	同上
山田特定猟具使用禁 止区域	同上	同上	同上
国東橋特定猟具使用 禁止区域	同上	同上	同上
国条橋特定猟具使用 禁止区域	同上	同上	同上
砺波東部特定猟具使 用禁止区域	同上	同上	同上
庄川特定猟具使用禁 止区域	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振

興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

## 富山県告示第423号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、県営農地整備事業三ヶ地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年10月20日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 3 年10月22日から

令和 3 年11月22日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

### 教示

- 1 この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の 2 第 4 項で準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起

算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

**富山県告示第424号**

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月20日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年10月20日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 黒川滑川線	滑川市下島 126番2 から 滑川市下島 239番6 まで	変更前		最大 11.0 最小 6.5	196.2	新川土木 センター
	滑川市下島 126番2 から 滑川市下島 239番6 まで	変更後		最大 18.6 最小 11.7	196.2	
県道 宇奈月大沢 野線	黒部市宇奈月町大谷字前 大谷 330番12から 黒部市宇奈月町大谷字前 大谷 330番12まで	変更前		最大 54.6 最小 33.5	22.4	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市宇奈月町大谷字前 大谷 330番12から 黒部市宇奈月町大谷字前 大谷 330番12まで	変更後		最大 77.2 最小 47.7	22.4	
県道 本野三日市線	黒部市三日市字米田1355 番8 から 黒部市三日市字桜枝3106 番5 まで	変更前		最大 15.8 最小 5.2	128.5	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市三日市字米田1355 番8 から 黒部市三日市字桜枝3106 番6 まで	変更後		最大 12.8 最小 5.9	128.5	



令和3年10月20日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

庁内LANパソコン用液晶モニター 1,961台

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和3年10月20日から令和3年11月1日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1803/d-nyusatu/index.html>

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年10月26日（火）午後3時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (4) 応札仕様書等の提出期限

令和3年11月8日（月）午後5時15分

- (5) 郵便による入札書の提出期限

令和3年11月18日（木）午後5時15分（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

## 5 入札・開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 令和3年11月19日（金）午前11時00分

- (2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。

- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
LCD monitor for LAN PC, 1,961 units
- (2) Time limit of tender : 11:00 a.m. 19 November. 2021
- (3) Contact point for notification:  
General Affairs, Accounting and Property Management Division  
Treasury Bureau  
Toyama Prefectural Government  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8501 Japan  
Telephone: 076-444-3423, 3424

#### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年10月20日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
滑川市上島110番、111番1、112番1及び506番1の一部	同 左	道 路 公 園 下 水 道	富山市水橋辻ヶ堂 1275番地の19	有限会社佐々木

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年10月20日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 店舗の名称及び所在地

家電住まいの館YAMADA富山金泉寺店 富山市金泉寺70番2

### 2 店舗を設置する者 株式会社ヤマダホールディングス

### 3 変更事項

#### (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場①建物敷地/289台、駐車場②西側敷地/100台

(変更後) 駐車場①建物敷地/198台

#### (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 駐車場①4箇所/建物敷地東側2箇所、建物敷地西側2箇所

駐車場②2箇所/西側敷地東側2箇所

(変更後) 駐車場①4箇所/建物敷地東側2箇所、建物敷地西側2箇所

### 4 変更の日 令和4年4月7日

### 5 変更の理由 駐車場②を解約するため

### 6 届出の日 令和3年10月6日

### 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

### 8 縦覧期間 令和3年10月20日から令和4年2月21日まで

### 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由